

第十九回 参議院建設委員会會議録第三十二号

昭和二十九年五月七日(金曜日)午後一時三十八分開会

委員の異動

五月四日委員島津忠彦君辞任につき、その補欠として鹿島守之助君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 深川タマエ君

理事 石井 桂君

石川 榮一君

三浦 辰雄君

委員 石坂 豊一君

小澤久太郎君

小瀧 彬君

赤木 正雄君

飯島連次郎君

小笠原三男君

近藤 信一君

田中 一君

木村禰八郎君

委員外議員

農林委員長 片柳 眞吉君

政府委員

建設政務次官 南 好雄君

建設省計画局長 洪江 操一君

事務局側

常任委員 菊池 瑋三君

常任委員 会専門員 武井 篤君

説明員

建設省計画局長 都市計画課長 鶴海良一郎君

本日の会議に付した事件

○土地区画整理法案(内閣提出、衆議院送付)

○土地区画整理法施行法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(深川タマエ君) これより委員会を開会いたします。

速記をとめて……。

午後一時三十九分速記中止

○委員長(深川タマエ君) 速記を始め

て。暫時休憩いたします。

午後二時二十五分休憩

○委員長(深川タマエ君) これより開

会いたします。

土地区画整理法案並びに同施行法案

につきまして残れる総括質問をお願い

いたします。

○田中一君 私はこれから総括質問を

いたしますが、その前に速記をやめて

懇談をしたいと思います。

○委員長(深川タマエ君) 速記をとめ

て下さい。

午後三時零分速記中止

○委員長(深川タマエ君) 速記を起し

て下さい。

午後三時四十分速記開始

○田中一君 先ず伺いたいのでありま

す。かねて質問しておきました点に

つきまして、留保の点について御答弁

をお願いしたいと思います。

○政府委員(洪江操一君) 先般の本委

員会の御審議の際に答弁を保留いたし

ておりました事項につきまして御説明

を申し上げます。

保留いたしました問題は三つあつた

かと存じます。

先ずその第一の問題でございます

が、御質問の要旨は、立地換地方式に

おける換地に相当する建築物の価格

と、いわゆる従前の宅地と認められる

土地の価格との関係、それから来る当

事者に対する、即ち受益者に対する清

算方法という問題をどういうふうに考

えらるかと存じます。

といたしましては九十三条乃至九十四

条に關連する問題と存じます。これ

に対する私どもの考え方でありま

す。御承知のように換地方式におきま

しては換地の価格と従前の宅地の価格

とは相ひとしいことを原則としており

ます。その差額を生じた場合には清算金

の交付又は徴収することによつて差

益を相殺する。この原則は立地換地方

式の場合においても同様変りないとい

うふうに考えております。

そこで右の原則に従ひまして、立地

換地方式の場合におきましては従前の

宅地価格に相当する建築物、詳しく申

上げますならば、建築物の一部とその

建築物の敷地の共有部分が換地に代

へきものとして与えられるならばそれ

でよろしい、こういうことに相成るわ

けでございます。例を引きますと、坪当

り二万五千円の宅地に換えて坪当り二

万五千円の建築物と、その床面積に

相当する敷地の共有部分、こういうも

のが与えられるならば、この換地方式の

一般原則に従つたものとして何ら問題

はない、こういうことになるわけでご

ざいます。ただそのような場合におい

て疑問を持たれますことは、先ず坪当

りの宅地価格は坪当りの建築費に比し

ましてよほど繁華街或いは盛り場にな

り、価格としては低いということにな

ります。価格としては低いということにな

ります。価格としては低いということにな

ります。価格としては低いということにな

ります。価格としては低いということにな

ります。価格としては低いということにな

ります。価格としては低いということにな

ります。価格としては低いということにな

ります。価格としては低いということにな

ります。価格としては低いということにな

場合に木造でいいような地区に対して鉄筋を建てるということをするならば、必ず立地宅地を以て与えるならば、防火建築帯を設けようというものが同じ区域に入つた場合には、防火建築帯にその立地宅地を与えるというように考へ方でおられるのか、或いはその区域ならばどこにでもいい、どこでも立地宅地を与えようという考へでおられるのか、その点について伺いたいと思ひます。

○政府委員(渋谷一君) 過小宅地における立地換地方式は、これは政府の考へている一つの土地整理を中心とした仕事のやり方であり、それと絡み合せる耐火建築助成の方法、これも一つの都市不燃化の対策から取上げられている一つの問題であり、これは又都市計画上の要請に基くものでもござります。さうした都市計画上の必要性から二重の要請として出て来る問題、これが絡み合いました場合にどちらを優先するかということになれば、常識上の問題ではありますけれども、おのずからこれは要請の強いいわゆる耐火建築助成、それから宅地の立地換地ということと絡み合せることを先ず以て解決すべきだ、こういうふう

に考へておるわけであり、
○田中一君 過小宅地を三十坪未満の宅地というように言つて御説明があつたのですが、この立地宅地を建設する場合、三十坪を二つ合せた六十坪ならば、或いは三十五坪ならばこれを過小宅地と考へないかどうか、こういうのをどこかで規制したほうがいいのではないかと考へるのですが、その点はどう考へますか。或いは政令その他でさういう扱いをするかどうか。無論耐火

建築促進法ではつきりと法律の上に表わしているのです。従つてそれを引用するような修正なら修正をこの附則の上で表わしていいかどうか、そういう点の御意見を伺いたい。若しも過小宅地でないならば全部立地換地を与えてよろしい、建造物を作るということになりますと、折角宅地の減歩率を成るべく少くしようという考へ方に立つていながら、減歩率の上からいつて使われない、活用されない宅地がたゞさんでいくことになる。さういふ点についてせめてもう一歩進んだ考へ方を述べてもらいたい、こう思うので

○政府委員(渋谷一君) これは先ほど御質問がありまして保留をいたしました問題点の一つになつておるわけでありまして、私どもの考へ方を別途申上げさせて頂きたいと、かように考へておつたのでありますが、即ち条文といたしましては九十三条の五項でござりますか、いわゆる耐火建築方式を立地換地の場合における建築物の条件としては要請をいたしておるわけであり、それがそれに対して更にいま一段の方法といたしまして、かような耐火建築方式の建造物を仮に許すとしたしまして、その場合の過小宅地方式は木造建築方式の場合の過小宅地方式と趣きを異にするべきであるという御意見でありまして、誠にその通りであらうというふうに私も考へており、また立地換地方式をこの法案として取上げましたことは、いずれにいたしましても新しい換地方式でありまして、従つてそれと同時に今後の運用におきましてはかなり高い土地権利者に対する或いは借地権者に対する一つ

のこれは制限、いわゆる建築方式等につきましての一定の制約を加えて行くことにならざるを得ないわけであり、す。目的は、勿論それによりまして過小宅地をなくし、都市の不燃化に資する、宅地の高度利用を図る、こういうことでありますから、その目的は相当理解されるであらうと存じますけれども、かなりこれに対しての今後の運用においては土地権利者等の抵抗がないとは限らぬというふうに私も存じております。さういふ点は、勿論この運用を図ります上に十分の啓蒙等の手段を尽しまして理解を求めたいと、かように存じておりますが、さういふ関係におきまして、もう一方の過小宅地方式、堅牢建築物の場合の過小宅地方式、これは当然過小宅地の基準につきましては政令を以て定める取扱ひをいたしております。従ひましてその運用の上におきまして或いは一定の地域制をとりまして、過小宅地に更にかぶせるにかような立地換地方式をとつたところの地域の場合における一つの過小宅地方式を別に基準を定めたいと思ひます。さういふ点につきましては先ず政令の問題で解決できるかどうか検討いたしてみたいと思ひます。

○田中一君 もう一点伺つてあります。で白黒と簡単に片付けられるものであつかうかということについて若干の疑問を持つておるということであり、
○政府委員(渋谷一君) もう一つの問題でござりますが、非防火地域における九十三条五項の適用の問題でござります。即ちこの耐火建築方式を立地換地方式においては建築物の条件といたしておられますけれども、御質問の趣意は、非防火地域において耐火建築方式まで求めるのはその権利者に対する一つの権利侵害と申しますか、不当の規制ではないかという御趣意のようでございますが、成るほど法律的な強制力といたしましては、この九十三条の五項のない限りは、防火地域に木造建築、いわゆる耐火建築方式に限るということになるわけであり、併しなから先ほど申上げました通りに、耐火建築方式を仮に求めておるといたしまして、この規定の運用からいたしまして、やはり耐火建築方式、木造建築方式と宅地の価格、建築物価格と宅地の価格とが引合ふ地域を或る程度対象にせざるを得ないわけであり、従つて過小宅地においてこの立地換地方式を可能ならしめる条件というものはおのずからさういふ意味合いにおきまして建築物価格、これは勿論建造物その他を除いた、先ほど申上げましたような標準価格を一応予定しておりますが、それと土地の価格というものが大体見合ふ地域を対象として参らなければならぬ、さういふ結果に運用上は相成るかと思ひます。さういふ場合における木造建築と耐火建築方式というものを比較する場合には、これはさういふ換地上の条件として価格の基準において許せるということになりますれば、これは私はやはり耐火建築方式を要求するものが当然であつて、それが又いわゆる過小宅地の解消にも役立ち、都市の不燃化にも役立ち、又耐久性建築物の経済的な効用の上から見ましてこのほうが当然の結果ではないかというふうに考へております。さういふ点からいたしまして、この法律的な規定の結果が、必ずしも土地の権利者に対する権利の侵害といひますか、一つの強制的な不当な強制力を強いるという結果になるべきものではないかというふうに考へておるわけであり、

○田中一君 九十三条の四項の規定です。これは一休誰の所有物であるので行つ場合四項に、「換地計画においてその借地権について施行者が処分する権限を有する建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分を有する」とに定めることができる。といふのは、誰が所有権なり借地権なりを持つておるものと考えられてこの法案は出でるのですか。
○説明員(鶴海夏一郎君) 換地計画の段階におきましては、その建築物の存する土地の所有権は従前の所有者が持つておるわけであり、この所有者が持つておられます土地のその所有権は換地処分と同時に變動いたすわけであり、従ひまして換地処分前の計画の段階におきましては従前の土地の所有者がそれを引続き持つておるということになるのであります。

○田中一君 さうすると事業執行者でない、他の個人が持つてゐる宅地の空

間を、その人間の承諾を得ずしてその空間宅地を、立休宅地を与えることができるという規定は何かこれに私権に對する一つの制約になるのじやないですか。

○説明員(鶴海良一郎君) この立休換地をいたした場合には、その立休換地の建物の敷地をどういうふうにして得るかということが多分一番大きな問題になるのでありますが、この敷地として使われず土地は、換地計画におきまして他のどの土地に對しても換地となつていない土地を使うわけでありまゝです。そういう意味におきましては保留地と同じような性格のものであります。換地を与えられるべき土地につきましてはすべて換地を与えまして、それで残つております土地がこれに充當されるということになるわけでありまゝです。

○田中一君 土地の所有者は、所有権は、これは当然その自分の持分の土地はわかります。現在所有しておりますから……、立休宅地を与えるということとは、借地権をも含めたために、同等の権利を持たせるようにこの法律で規定するために、立休宅地というものを求めなければならぬと思ふのです。さもなければ、減歩がないとしても、借地権者と所有権者に分けるならば、百坪のものなら五十坪ずつ分けたければならないことになつて来るのです。減歩率を全然なくするための立休換地というものを考えられておられるか、今私が申上げたような所有権者にも借地権者にも同等の敷地を与えようという構想の下に立休換地という新しい考え方が生れたものか、どちらなんですか。

○説明員(鶴海良一郎君) 立休換地を

やりました場合に減歩が全然なくなるかと申しますと、これは立休換地をやります程度によつては減歩が生ずる場合があるし、場合によりましては生じないということになるわけでありまして、少くとも減歩が少くなるというこゝとは言えようと思ふのであります。立休換地を定めました趣旨は、やはり土地の高度の利用を促進するところにあるわけでありまして、土地の所有者なり借地権者なりを同等に扱う、そういう目的のために制定したものでないものであります。

○田中一君 それが、今御説明のようなことが趣旨ならば、これは若しそれが防火建築帯区域ならば全部を五階なら五階、三階なら三階の耐火建築にしてしまつて、そしてその権利を事業執行者、組合施行の場合には組合が、その空間の宅地というものを全部保留地に、それを売却すれば、直ちに事業費くらいのもので出てしまふのです。若しそうするならば……、これは今東京都内で考えられる多くの未着手の、当然しなければならぬ区域というものは相当利用価値が高いのです。従つて行政施行或いは市町村施行の場合でもそのような考え方を持つて行くならば、区画整理事業はどん／＼進んで行くのです。一方において耐火建築促進法によつて助成もしております。非常に早く済むのであります。そしてその部分は、個人の持つておる空間部分というものは保留地にしておくわけですが、全部保留立休宅地にしておくわけですが、こういう考え方をもちますと、これはもう直ちに文句もなしにいい環境の区画整理事業が施行されると思ふのであります。そこまで考えておられるのか。た

だ単にこのうちの施行方式としての、施行規則としてのこの法律を出そうという考え方が、その点伺つておきたいと思ひます。

○説明員(鶴海良一郎君) 只今お話の点も十分考慮いたしておるわけでありまゝです。例えば立休換地をいたしました場合に、建物の三階までで従来の権利を収用できるという場合に、更にその建物を五階まで作りまして、上の二階を公営アパートにするとか或いは組合でアパートを作るとかというふうなことをいたしますことによつて土地の高度利用を図るということもできるやうにいたしておるものであります。

○田中一君 私はこの点非常にまだ生でありますけれども、進歩的な考え方にとられたことに對しては非常に賛意を表するのですが、結局この事業計画も最後には政府が、建設大臣が設計を認可するという形式をとつておるのです。それでこの設計を認可する場合はどのような基準で設計を認可するつもりか、いわゆる地元で人民投票をやつて、そしてそれが技術的に見て、百年の計画の上から見て非常に間違つておるといふものであつても、人民投票の結果によつてその意思がその方を持つのか、毅然として国家百年の計画を樹立して、その自分の持つておるところの鏡に照し合せて判断をしようとするのか。現在までは行政施行が一番いろいろの門題をはらむのです。なぜかといふと、組合施行と違つて自分で金を出さないと、二分の一の補助金ももらえてやるといふことになるものだから、そういう点について設計上どういふものが是と信じられ

て許可を与えようとするのか、その点伺ひたいと思ふのです。

○政府委員(荒江操一君) 百二十二条におきまして建設大臣が、各事業計画の認可或いは事業計画に定められる設計の認可をそれ、建設大臣が所管するわけでありまゝ、御質問にありましたやうに、地元の意見というものをこれは尊重する建前をとる、趣意は飽くまで土地の権利者の権利に重大な關係があるという点を中心に考へておるわけでありまゝ。そういう意味からいへば、その意見の反映をいたしまして地元の意見を提出されるならば、これに對して尊重しなければならぬということとは当然であると思ひます。ただ併しそれならば認可の必要はないではないかと、そのうちに結局はなるのであります。その点が建設大臣の考へておる認可の基準なるものは、やはり都市計画事業の基本であります健全な市街地の造成、或いは公共施設の整備改善、こゝにいたつたような点を中心とした考へ方をこの認可の際におきまして是非打立てて行く、かような考へ方になつておるわけでありまゝ。その間の調整を如何に考へて行くか、やはりこれは一つの当該土地の権利者と公益的な計画の立て方というものの調整という上において考へて参らなければならぬ問題である。田中委員の御質問を許すことなく、やはり或る程度の計画の長期な対策というものを頭に入れて認可すべきじやないかということでありまゝ。その点は誠にその通りだといふふうに私も存じておる次第であります。

○田中一君 附則では、公布の日から起算して一年を超えないということに施行日をきめておられますが、實際はいつから、今日若しこれを採決しまして明日か明後日に成立した場合、いつから施行する考へておられますか。

○政府委員(荒江操一君) この法案の御審議を頂きまして、制定公布せられました以上は、これに基きます政令等をしてできるだけ速かに立案、公布することにしたしまして、大体それらの所要の期間を一応予定いたしました。おおよそ十月にはこの法律を完全施行するといふ形にいたしたいと、かように考へておる次第であります。

○田中一君 市町村施行、行政施行の場合は、この法律が十月とおきめになるのなら十月から即刻これに該当することになるわけですね。組合施行だけが猶予期間があるということなのである。その点……。

○政府委員(荒江操一君) 組合施行、それから公共団体施行、これは五年間の猶予でございまして、その他の行政施行につきましては即刻切替へる、こゝにいたつておるわけでありまゝ。

○田中一君 若し十月からこれを實施するとして、その間法律の成立後十月までの期間は、やはりこの法律の精神を以て指導いたしますか。それとも従来済んでしまつておるものは古いものそのものですべての権利義務の問題を処理して行きますかどうか、これを伺ひたい。

○政府委員(荒江操一君) 大体御趣意の通り運用して参りたいと存じております。勿論これは運用の問題でありまして、法律上の根拠に基き、旧法時代の法律上の措置、これについてまで手

を触れるということは、法律の上から
いたしまして如何かと存じますけれど
も、そういう問題の許す範囲内におき
ましてはこの新法の精神によつてでき
るだけ運用して参りたい、かように考
へておる次第であります。

○田中一君 大分前の委員会でも伺つたのでありますが、無論その区域の、工区の該当者であるから兼職というものを認められておるといふことになつております。これは地方に参りますと組合施行、町村施行の場合にはまだいいのですが、行政庁施行の場合に市会議員でもあり市会議長でもありという方々が区画整理委員になりますと、どうも換地その他について自分のほうにだけ有利に解決をしようとする傾きがあるのです。この点は現在の民主的なルールにおいてこれは止むを得ないというお考えですか、それとも運用の面で何か方法をとらうというお考えですか。

○政府委員(洪江操一君) この点は前も御質問があつたかと存じますけれども、選挙権、被選挙権の取扱の上におおきまして、この法案に規定されております一定の公共団体の理事者或いは公共団体の議員、これに対しての選挙権或いは被選挙権の制限を、制約するということは、これは逆にできないであらうと存じております。そういう点からいたしまして、これはむしろ当該当事者の自制と選挙権者のこれに対する監視、委員会の運営の監視ということに待つて、さうな不正が行われないようにということを保障して移るより方法はないといふふうに考えております。

○田中一君 組合施行、町村施行の場合に五年以内というのは、即刻切換え

てやつても政府は一向それに対しては文句を言わない。それは總會なり何なり、民主的な決定によつて、多数方式の決定によつてやれば、どうやつてもよろしいということなのでございますね。

○政府委員（渋江操一君）　ちよつと質問の御趣意が……。

○田中一君　五年以内で以て切換える
 ということは、一番長いのは五年だといふことであつて、この法律ができたから直ちに組合施行の場合でもこの法律に準じて組合を切換える、そしてこのままで施行してもよろしいといふことに了解してよろしいか。又そういうような指導をしようとするのか。五年間うつちやつておいて、三年で済んでしまつたというような行き方をしようとするのか、この点を伺いたいのです。

○説明員（鶴海良一郎君） 五年間従前

通りやれという趣旨ではないのでありまして、五年以内に新しい法律による土地区画整理事業に切換えることができる。でありますからこの法律が施行になりました直後において切換えることも勿論可能なわけであります。五年経過いたしましたしなご終了しない区画整理につきましては、旧法によるもの、組合の場合は解散、公共団体施設の場合には五年たつた日におきまして廃止するということになっております。

○田中一君―その場合の指導はどういう形で考えるのですか、促進するよう
に指導するのですか。

○政府委員（渋江操一君） 勿論新法に

漸次移行するように指導して参りたい
というふうに考えております。

○田中一君　これは本法には直接関係がありませんが、都市計画法に基いて都市計画地域と指定する場合に、これを単にその地区の、例えば農地のような場合でも、地目変更する場合、市町村なら市町村の農地委員会の

答申によつてものをきめてしまふといふ行き方をとらないで、大きな意味の県なら県の農業政策という観点から、法律的にも条文ではつきりと県の農地委員会の答申によつてきまるように書き直してくれというのが農地関係の同僚議員の意見なんです。伺いますと農地法では、県単位の農地委員がすべて市町村の農地委員から来る地目變更の申出をチェックするといふように伺つたのですが、その点のはつきりとしたところで記録に残すような答弁をして頂きたいのです。条文によつて説明願いたいのです。

○説明員（鶴海良一郎君） 都市計画区

域の中でありましても、農地につきま
しては勿論農地法の適用があるわけであ
りまして、只今お話のありました農地を
農地以外のものに転用する場合の制限
につきましては、農地法第四条によら
まして都道府県知事の許可が要するよう
なっております。なおその面積が五千坪
を超える場合には農林大臣の許可が要
するようになっております。それから都
道府県知事が転用を許可いたします場
合は四条の二項の規定によりまして都
道府県の農業委員会の意見を必ず聞か

なければいかにいうことになつておるわけであります。

○田中一君　もう一度伺いたいのは、

現在大島土地という会社が相模原に随分大きな宅地の造成をやつております。伺いますとあの土地は戦時中に都

つたそうです。そこで現在相当大きな農民とその大島土地との間に闘争が起きておる。これは個人施行という形で土地を買収したり何かしてやつて行くのでしようけれども、この実態はお調

○説明員(鶴海長一郎君) 相模原におきます大島土地でありますか、土地会社の土地造成につきましては建設省といたしましては承知しておらんわけでありまして、まだ御指摘の調査はやつておりません。相模原が都市計画区域になりましたのは昭和十二年でありまして、当時相模原の地区につきまして陸軍関係の施設であるとか或いは軍需工場であるとか、そういうたものが非常にたくさん設けられる事態になりましたので、都市の造成を期待いたしました。都市計画の区域に指定いたし

ますと同時に、実は土地區画整理を行

なつたわけでありませう。併しながら土地区画整理の中途におきまして終戦を迎えまして、そういつた施設の拡充ということが必要でなくなりましたのと、それから農地改革がありまして自作農が創設されたというふうな事情もありましたので、この土地区画整理は終戦後再検討いたしましたして、約半分に区域を減少いたしましたしております。なおこの土地区画整理は昭和二十五年に完了いたしましたしております、完了いたしましたしております地区につきましては現在宅地と

して利用されておる所が多いのであります。大島土地がどのあたりで宅地造成をしておるのかまだ承知しており

ませんので、只今の点につきましてはなお現地の調査をいたした上でお答えいたしたいと、かように思っております。

●説明員（鶴海良一郎君） 相模原で土
地の整理が行われていたのは、これ以前
の時代でも何でもない個人施行だから、
旧耕地整理法は建設大臣の認可を得な
ければならないという現状なんです
か。

は個人が行なつたわけでもなく、組合が行なつたわけでもないものでありまして、神奈川県が県施行として実施いたなしたわけであります。

○田中一君 若し、これはまあ大島土地が金にあかして、土地銀行と言つていますから、きつとたくさんお金があると思いますが、金にあかしてあの辺の農民を利益で釣つて、現在この法律で定められたような事業を行なつている場合ですね、あの大島土地が誇大なる新聞広告などをやつておりますが、この実情をこの法律に照らし合し

て、個人施行という形に直ちに切替え

勝手にやつてゐるんだから自由だといふことなんでしょうか。その点はどうです。

○説明員(鶴海良一郎君) 現在土地会社が宅地の造成を行なつておりますのは、大部分は土地区画整理事業として行なつておるわけじゃなくて、別に根拠法はなくて、事実上行なつてゐるわけでありまして、この法律が通りまして、恐らくそういうものが出て来ると思うのであります。現在行なつており

まするそういつた宅地の造成をこの法律による個人施行等に直ちに切替えるということは考えておりません。

○田中一君　そうしますと同じよ
な、これは鶴海君も新聞の広告見てわ
かる通りですよ、区画整理を行なつて

で、これは都市計画事業では恐らくあるまいということを申上げたわけであります。

で、然らば土地区画整理事業に相当するものやつてゐるじやないかという点であります。その点については、この都市計画事業の果して内容に相当するものやつてゐるか、或いはそうではなくて、この法律にいう土地区画整理事業に相当するものであつて、都市計画との関係その他についての抵触があるかどうかという点についての問題点がその事業の中にあるかないか、これは実態を調べてからでなければ明確なお答えはいたしかねる、こういう趣意で申上げたのであります。

○委員長(深川タマエ君) 速記をやめて。

○委員(長(深川タマエ君) 速記を起して。

○石川榮一君 大体質問は終了したものと見まして、質疑はこの程度で打ちつてもらつて、そうして休憩に入つたらどうですか。(異議なし)と呼ぶ者あり)

○委員長(深川タマエ君) 石川委員の動議のごとく質問は終結したものと認めることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(深川タマエ君) 御異議ないようでございますから、質問は終了したと認めまして、暫時休憩いたします。

午後四時三十八分休憩

午後四時五十四分開会

○委員長(深川タマエ君) 只今から建設委員会を再開いたします。

○委員外議員(片柳眞吉君) 当委員会に発言の機会を与えられて厚くお礼を申し上げます。

大分御審議が進行して、殆んど質疑完了に近い機会に申入れをいたしました。甚だ恐縮であります。本日農林委員会におきまして全会一致を以ちまして、只今お手許にお配りいたしましたような土地区画整理法案に対する修正の申入れをいたしましたので、どうぞよろしくお取計らいをお願いしたいと思いますのであります。

説明するほどのこともないと思ひますが、簡単に修正案の理由を申上げて御参考供したいと思ひのであります。

改正点は、法案の第八條第二項でございます。これを「借地権」とありするが、これをお配りしましたように「地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利」に改めると、この実質は、借地権とあります。農業者等の耕作権者が入つておられるので、農地の耕作権を持つておられる者の中に加えて頂きまして、農業を営んでおられる人の利益を求めて頂きたいという趣旨であるのであります。

もう一つの点は、法案第二百二十二条でございます。これも極めて簡単に申し上げますが、建設大臣が設計に関する認可をいたします場合において、その施行地区内に農地又は採草放牧地がありますときは、これも極く僅少である場合には別でありまして、或る一定の相当の面積を保有しておる場合におきましては、農業関係の所管をしておりますところの農林大臣の意見を聞くというふうにお配り願ひたいというのが骨子であります。

以上の二点でありますので、委員長初め委員各位の御了解をお願いしたいと思いますのであります。

○委員長(深川タマエ君) 片柳農林委員長に對しまして若し御質疑がございましたら御質疑下さい。

○小笠原二三男君 速記をとめて下さい。

○委員長(深川タマエ君) 速記をとめて下さい。

午後五時零分速記中止

○委員長(深川タマエ君) 速記を起して下さい。

○委員(長(深川タマエ君) 速記を起して下さい。

片柳農林委員長に建設委員長から申上げます。当建設委員会といたしまして、貴委員会のお申入れに對しまして慎重審議いたすことにいたします。御苦勞様でございます。

○委員外議員(片柳眞吉君) どうぞよろしく願ひいたします。

○委員長(深川タマエ君) 速記をとめて下さい。

午後五時四十七分速記中止

○委員長(深川タマエ君) 速記を起して下さい。

では本日はこれにて散会いたします。明日は午前十時より開会いたします。

午後六時五十二分散会

五月一日日本委員会に左の事件を付託された

一、広島県道福地天庇停車場線復旧改良工事促進に関する請願(第二四四四号)

一、広島県上蒲刈島村堤岸谷砂防工事施行に関する請願(第二四五五号)

一、宅地建物取引業法改正に関する請願(第二四七八号)

一、熊本県白川拡張計画變更に関する陳情(第六五二号)

第二四四四号 昭和二十九年四月二十四日受理

広島県道福地天庇停車場線復旧改良工事促進に関する請願

請願者 広島県安芸郡天庇町長 友井太一郎外五名

紹介議員 岩沢 忠恭君

広島県加茂郡と安芸郡を結ぶ一級国道三十一号線に連絡する地方的重要路線、県道福地天庇停車場線は、昭和二十五年以降十六箇所に及ぶ災害を受け交通に一大支障をきたしてゐるが、これが復旧に當つては近時交通機関の高速化大型化しつつある現況と大屋川流域の災害防止上、並びに海岸線と奥地竹原、西条、呉、広島への重要最短路線としての交通網保全上その価値はきわめて大なるものがある点を考慮して、本路線の災害復旧工事を促進せられたとの請願。

第二四五五号 昭和二十九年四月二十四日受理

広島県上蒲刈島村堤岸谷砂防工事施行に関する請願

請願者 広島県安芸郡上蒲刈島村長 平松琢雄外四百二十名

紹介議員 岩沢 忠恭君

広島県上蒲刈島村は、戦時中新炭材の大量供出を行つた結果、山林は極度に荒廃して豪雨の度に毎に土砂の流失、はん濫を繰り返して、田畑、家屋等の被害が少なくない実情に加えて、そのかん

流する港湾は年々埋没し、村民の不

利、不便がはなはだしいから、本村大字大浦字堤岸谷に砂防えん堤を築造せられたとの請願。

第二四七八号 昭和二十九年四月二十六日受理

宅地建物取引業法改正に関する請願

請願者 名古屋市中区菊井通七ノ一三 須永伊之助

紹介議員 近藤 信一君

宅地建物取引業法は、その内容が、同法第一条の目的の達成に、きわめて不適当であり、単に不動産取引業者に、登録せしめて、これを拘束したに過ぎない。現に同法は、公布以来二十箇月を経過したにもかかわらず、その効果に見るべきものがない、同法非難の声は日々に高まり、同法改正の聲は、全国にみながつておるところで、これを土地利用の促進、不動産取引業務の適正な運営、法の威信保持等の見地から、同法を適正に改正することは国家上の重大事であり、喫緊かつ焦りの急務であるから、すみやかに同法を改正せられたとの請願。

第六五二号 昭和二十九年四月二十三日受理

熊本県白川拡張計画變更に関する陳情

陳情者 熊本市新屋敷町二五四岡崎伊十郎外二十二名

九州地方建設局の白川改修計画基本案は、白川沿岸、特に左岸住民の利害関係を全く無視した川幅拡張計画であるから、本川の改修工事は、関係住民と同一意見の、熊本大学中村教授等の専門的見地からの所見であるしゆんせつによる改修工事に計画案を變更せられたいとの陳情。

四月三十日本委員会に左の事件を付託された

- 一、土地区画整理法案（予備審査のための付託は三月三十日）
- 一、土地区画整理法施行法案（予備審査のための付託は三月三十日）

五月四日本委員会に左の事件を付託された

- 一、国道四号線中広瀬橋の幅員拡張に関する請願（第二五八八号）
- 一、土地収用法改正等に関する請願（第二五五五号）
- 一、京津国道中京都市山科ガード下に歩道設置の請願（第二五八三号）
- 一、住宅建設増加促進に関する請願（第二五八八号）
- 一、公営住宅建設財源確保に関する請願（第二五八九号）
- 一、住宅修理費国庫助成に関する請願（第二五九〇号）
- 一、住宅金融公庫融資の貸付共同住宅重点化に関する請願（第二五九一、二五九二、二五九三、二五九四号）
- 一、首都圏の住宅供給対策に関する請願（第二五九二、二五九三、二五九四号）
- 一、産業労働者給付住宅融資の一元化に関する請願（第二五九三、二五九四号）
- 一、第二期公営住宅建設計画に関する請願（第二五九四号）

- 第二五八八号 昭和二十九年四月二十八日受理
- 請願者 東京千代田区有楽町一ノ三社団法人日本電気協会 堀新

- 第二五八九号 昭和二十九年四月二十八日受理
- 請願者 東京千代田区有楽町一ノ三社団法人日本電気協会 堀新

- 第二五九〇号 昭和二十九年四月二十八日受理
- 請願者 東京千代田区有楽町一ノ三社団法人日本電気協会 堀新

- 第二五九一、二五九二、二五九三、二五九四号 昭和二十九年四月二十八日受理
- 請願者 東京千代田区有楽町一ノ三社団法人日本電気協会 堀新

大正十一年仙台市の都市計画が実施された際、国道四号線の幅員が九メートルから二十メートル拡張されたが、市内を貫流する広瀬川にかけられた広瀬橋の橋幅が拡張されなかつたため、道路と橋の幅は、十二メートルも差を生じ、仙台市の発展に伴う交通量の増大によつて多大の不便と交通事故のひん発を招いている現状であるから、この橋の幅をすみやかに拡張せられたいとの請願。

- 第二五八三号 昭和二十九年四月二十八日受理
- 請願者 京都市東山区本町一六ノ三〇 島田延治外 二百九十八名

- 第二五八八号 昭和二十九年四月二十八日受理
- 請願者 京都市東山区芝虎ノ門八社団法人日本住宅協会 長 藤山愛一郎

京都市東山区本町一六ノ三〇 島田延治外 二百九十八名

京津国道が京都市東山区山科地点で東海道本線と交差している箇所は、いわゆるガードになつており、その箇所だけが線路を支えるため、国道上一部突出して工事が施行された関係上、ガード下の道幅が著しく狭くなつていて、前方向の見通しが全然きかず、最近特に乗用車、トラック、バス等の往来がきつめてひん繁であつて、鏡山小学校へ通学する児童はもと論、一般市民の通行は全く危険な状態にあるから、当該突出部を早急に取り除くとともに本ガード下に歩道を設けられたいとの請願。

第二五八九号 昭和二十九年四月二十八日受理

請願者 京都市東山区芝虎ノ門八社団法人日本住宅協会 長 藤山愛一郎

第二五九〇号 昭和二十九年四月二十八日受理

請願者 京都市東山区芝虎ノ門八社団法人日本住宅協会 長 藤山愛一郎

第二五九一、二五九二、二五九三、二五九四号 昭和二十九年四月二十八日受理

請願者 京都市東山区芝虎ノ門八社団法人日本住宅協会 長 藤山愛一郎

最近数年における年間住宅建設戸数は、わずかに二十数万戸であつて、これでは終戦以来八年を経てもなお不足している三百数十万戸を少しも解消し得ないばかりでなく、ますます住宅難を激化し、その将来はまことに容易でない事態を予測されるから、住宅建設を国策の重点において、財政、資金、資材、土地、労務、工法、建設機構、あるいは税の減免措置等各方面にわたつて再検討を加えて建設計画を樹立し、すくなくとも年間四十万戸（内訳、民間自力二十万戸、公庫融資十萬戸、

公営住宅十萬戸）の建設を実現するよう抜本的措置を講ぜられたいとの請願。

第二五八九号 昭和二十九年四月二十八日受理

請願者 京都市東山区芝虎ノ門八社団法人日本住宅協会 長 藤山愛一郎

第二五九〇号 昭和二十九年四月二十八日受理

請願者 京都市東山区芝虎ノ門八社団法人日本住宅協会 長 藤山愛一郎

第二五九一、二五九二、二五九三、二五九四号 昭和二十九年四月二十八日受理

請願者 京都市東山区芝虎ノ門八社団法人日本住宅協会 長 藤山愛一郎

住宅の建設は遅々として進まない現状から既存住宅の腐朽損壊を防止することとは緊要の課題であるが、要修理者の多くは資力に乏しい現状にかんがみ、同庫において修理費を融資する方法を講ぜられたいとの請願。

第二五九一、二五九二、二五九三、二五九四号 昭和二十九年四月二十八日受理

請願者 京都市東山区芝虎ノ門八社団法人日本住宅協会 長 藤山愛一郎

第二五九二号 昭和二十九年四月二十八日受理

請願者 京都市東山区芝虎ノ門八社団法人日本住宅協会 長 藤山愛一郎

第二五九三、二五九四号 昭和二十九年四月二十八日受理

請願者 京都市東山区芝虎ノ門八社団法人日本住宅協会 長 藤山愛一郎

請願者 京都市東山区芝虎ノ門八社団法人日本住宅協会 長 藤山愛一郎

住宅金融公庫の資金計画は、現在融資資金のほぼ七割を自己住宅を建設する個人に貸付け、残りを賃貸共同住宅建設を計画する公益法人に貸付けてきたが、最近建築費及び地価の値上りによつて自己住宅建設希望の融資利用者は次第に富有層に上昇の傾向で、いま自己住宅を増加するよりは賃貸住宅の増加が喫緊の政策であると考へられるから、賃貸共同住宅等不燃高層の建設に対する資金融資の比率を高めるとともに公益法人のわくを外して借家需要を満たすよう適切な措置を講ぜられたいとの請願。

第二五九二号 昭和二十九年四月二十八日受理

請願者 京都市東山区芝虎ノ門八社団法人日本住宅協会 長 藤山愛一郎

第二五九三、二五九四号 昭和二十九年四月二十八日受理

請願者 京都市東山区芝虎ノ門八社団法人日本住宅協会 長 藤山愛一郎

第二五九四号 昭和二十九年四月二十八日受理

請願者 京都市東山区芝虎ノ門八社団法人日本住宅協会 長 藤山愛一郎

第二五九五号 昭和二十九年四月二十八日受理

請願者 京都市東山区芝虎ノ門八社団法人日本住宅協会 長 藤山愛一郎

第二五九六号 昭和二十九年四月二十八日受理

請願者 京都市東山区芝虎ノ門八社団法人日本住宅協会 長 藤山愛一郎

第二五九七号 昭和二十九年四月二十八日受理

請願者 京都市東山区芝虎ノ門八社団法人日本住宅協会 長 藤山愛一郎

超越した措置を講じ、首都圏に於ける住宅建設を図らねばならぬとの請願。

第二五九三号 昭和二十九年四月二十八日受理

産業労働者給与住宅融資の一元化に関する請願

請願者 東京都港区芝虎ノ門八

社団法人日本住宅協会

長 藤山愛一郎

紹介議員 田中 一君

現在、産業労働者住宅に対する助成融資は、産業労働者住宅資金融通法によつて住宅金融公庫で取り扱われており、これに併行して厚生年金積立金の還元融資による労働者住宅建設が厚生省から都道府県の転貸によつて行われているが、この両者は、それぞれの条件、窓口を異にしているため、借入希望の事業体は双方に手続して重複利用し、あるいは不利な一方を辞退している例が少なくなく、他面事務の混乱と資金の効率が阻害されている実情にあるから、産業労働者給与住宅融資の一元化を図らねばならぬとの請願。

第二五九四号 昭和二十九年四月二十八日受理

第二期公営住宅建設計画に関する請願

請願者 東京都港区芝虎ノ門八

社団法人日本住宅協会

長 藤山愛一郎

紹介議員 田中 一君

今日住宅問題の焦点は、借家階層に集約されているが、現在低家賃の住宅は、公営住宅に求める以外に途がなく、需給の不均衡は入居に著しい競争をきたし益々深刻な生活不安定を来さしめている現状である。さきに計画された第一期公営住宅三箇年十八万戸

建設計画は今年度で終了するが、政府予算の裏付を欠き又、地方公共団体の財政難から遂に完全遂行をみなかつたことは、誠に遺憾であるから、本年度の第二期計画は、建設戸数を、少くとも年間十万户以上にするとともに第一期のてつを踏まぬよう特に、政府財政資金を最優先的に確保して、これが完べきを期せられたいとの請願。